



平成26年度 税制改正大綱 解説特別号

※ はじめに

新年、明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。今年もどうぞご愛読の程よろしく願い申し上げます。

さて今月号の内容は、昨年12月12日に発表された「平成26年度税制改正大綱」の解説です。大局的に見ますと今回の改正では、法人課税は軽減され、個人課税は増税となりました。また、4月から増税が決まっている消費税については、軽減措置の時期は明言されませんでした。個人まで好景気の気配が見えてこないという声が聞かれる中での個人増税で、4月からの景気の冷え込みが懸念されます。

今回は別冊特別号として、改正の重要な項目をピックアップして解説していきます。また、近年の税制改正は毎年改正項目が多岐にわたるため、いつからどのように変わるのか、なかなか把握が難しいと思

います。気が付けば適用時期を過ぎていた、というような事態にならないように、時系列にスケジュール表を作成いたしました。改正項目を要約した図も添付しております。改正内容とあわせてご確認いただければと存じます。

※ ワンポイント解説

平成26年度税制改正の主な内容

別添冊子参照

※ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフコラム

1. 税制改正項目の分類図(要約版)

税制改正項目のうち大きな項目を下記に記載しております。

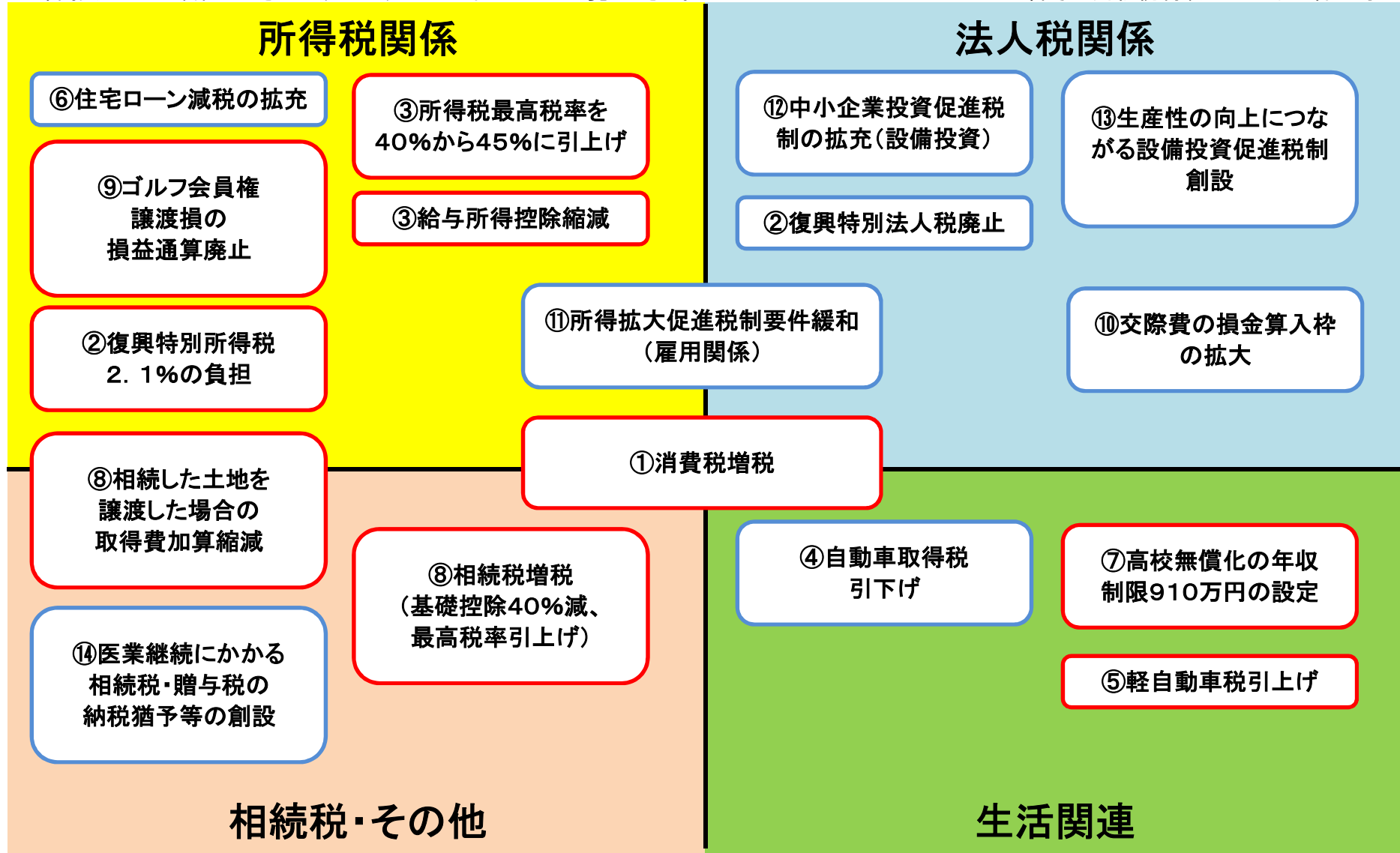
消費税増税を中心に法人税関係は軽減措置を講じられています。一方個人関係では一部増税が行われています。

一部割愛している項目もございますので、イメージ付けとしてご覧ください。

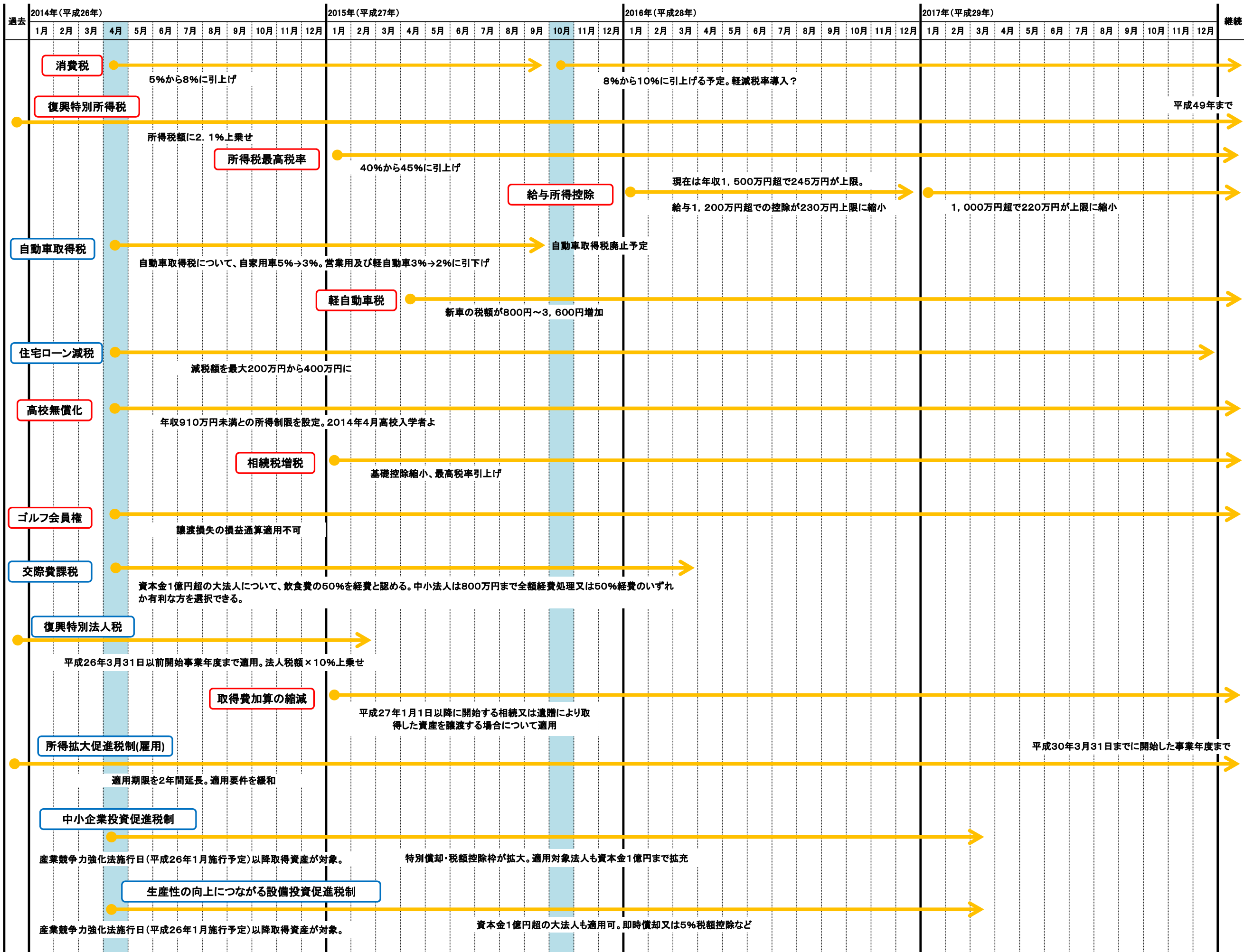
負担減

負担増

※番号は別紙税制改正の主な内容に対応



各改正項目の適用時期スケジュール



平成 26 年度(2014 年)税制改正の主な内容

平成 26 年度税制改正項目について詳細に記載すると読みづらくなると思いますので、ここではイメージを持って頂くことに主眼を置いて、極力簡単に記載していきます。そのため記載文章だけでは判断しづらくなることをご容赦ください。

また今回の税制改正項目すべてを下記に記載している訳ではございません。重要性が高いと考えられるものを優先してピックアップしている関係上、一部割愛させて頂いております。

一方で、近年の税制改正項目は複雑になっているため、整理する意味合いも込めて、過去に発表されたものも一部盛り込んでおります。

各項目の取扱いについて詳細な情報が必要ございましたら別途お問合せをお願い致します。

目次	ページ数
1. 消費税増税	-2-
2. 復興特別法人税の 1 年前倒し廃止、復興特別所得税は継続	-2-
3. 給与所得控除の縮減、所得税最高税率引上げ	-2-
4. 自動車取得税の減税	-2-
5. 軽自動車税の増税	-3-
6. 住宅ローン減税の拡充	-3-
7. 高校無償化に対する所得制限の導入	-3-
8. 相続した土地を譲渡した場合の取得費加算の縮減及び相続税増税について	-3-
9. ゴルフ会員権譲渡損の個人損益通算廃止	-4-
10. 交際費の損金算入枠の拡大	-4-
11. 所得拡大促進税制(雇用)	-4-
12. 中小企業投資促進税制	-5-
13. 生産性向上設備投資促進税制	-5-
14. 医業継続にかかる相続税・贈与税の納税猶予等の創設	-6-
15. 検討事項(医療機関の消費税負担について)	-6-

1. 消費税増税

負担増

(1)内容

- ①平成 26 年 4 月 1 日以降の取引について、消費税率を 5%から 8%に引上げる。
- ②平成 27 年 10 月 1 日以降の取引について、消費税率を 8%から 10%に引上げる予定。
10%引上時又は 10%時に食料品等の生活必需品について軽減税率が導入される方針。

(2)補足

増税による景気の冷え込み・個人負担の増加を緩和するため、各種減税措置が講じられております。従って今回の税制改正項目については、基本的に消費税増税のタイミングに合わせて適用開始となる項目が多くなっております。

2. 復興特別法人税の 1 年前倒し廃止、復興特別所得税は継続

負担減

(1)内容

復興特別法人税について、当初平成 27 年 3 月 31 日以前開始事業年度まで適用(法人税額に 10% 上乗せ)される予定であったが、1 年前倒しで廃止を決定。平成 26 年 3 月 31 日以前開始事業年度までの適用となる。

(2)補足

復興税源に充てるべく法人・個人に対して通常の税額に上乗せして負担が求められていました。今回の改正により復興特別法人税は 1 年前倒しで廃止されることが決定しましたが、預金利息への源泉課税、個人が負担する復興特別所得税については当初予定通り平成 49 年まで継続されます。なお負担額は『所得税額×2.1%』となっております。

3. 給与所得控除の縮減、所得税最高税率引上げ(税率引上げは平成 25 年度税制改正項目)

負担減

(1)内容

給与所得控除について、現行は年収 1,500 万円超の方は 245 万円(上限)まで認められていたが、『平成 28 年度から 1,200 万円超の方は 230 万円(上限)まで』『平成 29 年度からは 1,000 万円超の方は 220 万円(上限)まで』と徐々に給与所得控除を縮減する。

(2)補足

【給料△給与所得控除=課税対象額 ← これに税率を生じて税額を計算します。】

給与所得控除とは、給料から経費相当額(スーツ代等の経費相当額として税法で認められているもの)として控除が認められているものです。これが縮減しますので年収 1,000 万円超の方は大きな負担になります。

給与所得控除については、平成 24 年度改正において『年収×5%+170 万円』から『年収 1,500 万円超の方は 245 万円(上限)まで』に縮減したのに引続いての縮減となっております。

なお、平成 27 年より所得税最高税率が現行の 40%から 45%(所得 4,000 万円超の方が対象)に引上げられます。

4. 自動車取得税の減税

負担減

(1)内容

消費税 8%増税に伴い、平成 26 年 4 月 1 日以降取得自動車について、『自家用自動車については 5%から 3%』『営業用自動車及び軽自動車については 3%から 2%』にそれぞれ引下げる。なお、平成 27 年 10 月予定の消費税率 10%引上時に廃止予定。

(2)補足

エコカー減税についても取得税減税割合を現行①75%→80%又は現行②50%→60%に拡充されます。

負担増

5. 軽自動車税の増税

平成 27 年 4 月 1 日以後に取得する新規自動車から最大 3,600 円(例:自家用車 7,200 円→10,800 円)に増税。

負担減

6. 住宅ローン減税の拡充

(1)内容

住宅の取得等をして平成 26 年から平成 29 年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の各年の控除限度額を次の通りとする。

居住年	各年の控除額	最大控除額
平成 26 年 1 月～3 月	年末残高×1% (20 万円限度)	20 万円×10 年間
平成 26 年 4 月～ 平成 29 年 12 月	年末残高×1% (40 万円限度)	40 万円×10 年間

※限度額が 40 万円となるのは消費税増税のための措置であることから、5%の税率で取得した場合には 20 万円が限度。

(2)補足

住宅ローン控除について、例えば 40 万円の控除額が生じた際に所得税から控除しきれない分については、住民税から控除できますが 13.65 万円が限度額となっております。

1 つの目安として具体例を挙げますと年収 720 万円、夫婦＋子供 2 人のケースであれば、40 万円の控除限度額を使いきれませんが、年収 720 万円より少ない方については、40 万円の控除限度額を使いこなすことができず、せっかく拡充された減税の恩恵を享受することができません。

ただし、税の恩恵を十分に享受できない方については別途『すまい給付金』という制度により一定の条件を満たせば現金支給を受けることができます。具体的には消費税 8%で取得した場合には 10 万円～30 万円。10%で取得した場合には 10 万円～50 万円となります。

負担増

7. 高校無償化に対する所得制限の導入(税制改正項目ではございませんが記載しています)

(1)内容

高校無償化について現行の制度を見直し、所得制限を導入する。具体的には年収 910 万円超の世帯(世帯収入合算)については、授業料を負担することになる可能性がございます。

現行:公立高校・・・無償(授業料不徴収)

私立高校・・・就学支援金の支給(年額 118,800 円を限度として、世帯収入額に応じて一定額を加算)

新制度:公立高校・私立高校問わず、授業料の支援として就学支援金を支給(金額等の詳細は年明け発表予定)する。

(2)補足

新制度は平成 26 年 4 月以降入学する方が対象となります。現在すでに高校に在学されている方は引続き現行制度が適用されます。

負担増

8. 相続した土地を譲渡した場合の取得費加算の縮減及び相続税増税について

(1)内容

相続財産である土地等を譲渡した場合の特例について、当該土地等を譲渡した場合に譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額を、その者が相続した全ての土地等に対応する相続税相当額から、その譲渡した土地等に対応する相続税相当額とする。

(2)補足

土地を譲渡した場合は『売却対価△取得費＝もうけ』に対して譲渡所得税が課されます。
相続した土地を譲渡したケースでは、『支払った相続税のうち土地に対応する部分』については取得対価に含めて計算することができます。

現行法では相続により複数土地 AB を相続し、その後 A 土地のみを売却したケースでも AB 全ての土地に対応する相続税相当額を取得費に加算することができました。

改正により売却した土地に対応する相続税相当額のみが取得費の加算対象となります。

相続税については前回の税制改正により基礎控除が「5,000 万円＋1,000 万円×法定相続人の数」から「3,000 万円＋600 万円×法定相続人の数」となり 60%に縮減。最高税率は 50%から 55%に引上げとなっており、今回の改正も含め増税が続いております。

なお、上記改正は共に平成 27 年 1 月 1 日以降に開始する相続から適用となります。

9. ゴルフ会員権譲渡損の個人損益通算廃止

負担増

(1)内容

ゴルフ会員権を譲渡した際に生じた損失について、現行法では給与や事業で生じた利益と相殺(損益通算)可能であったが、平成 26 年 4 月 1 日以降に生じた損失については、相殺(損益通算)できないこととする。

(2)補足

法人が保有しているゴルフ会員権については影響がありません。一方、個人で保有している方については、購入した時より値下がりしているケースが多いと考えられますので、損益通算が認められる平成 26 年 3 月末までに売却することを一度検討してみてはいかがでしょうか。

10. 交際費の損金算入枠の拡大

負担減

(1)内容

交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用(社内接待費を除く)の額の 50%を損金の額に算入することとする。

(2)補足

資本金 1 億円超の大法人については、現行法では全額経費として認められませんでした。今回の改正により飲食交際費の 50%は経費に認められることとなりました。これにより大企業が飲食交際費を支出するハードルが下がり、消費が上向くことが期待されております。

なお、資本金 1 億円以下の中小法人については現行 800 万円までは全額経費として認められています(800 万円超の部分は全額経費として認められません)。今回の改正により①現行法を適用又は②飲食交際費の 50%経費のいずれかの選択適用が認められます。

選択適用の方法等により中小法人の有利不利選択が変わってきます。適用時期も含め今後の情報が待たれます。

11. 所得拡大促進税制(雇用)

負担減

(1)内容

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、給与の支給額が過去の支給実績と比較して増加している場合には、増加額の 10%を法人税額から控除する。

(2)補足

①過去の支給実績として用いられる金額は平成 25 年 3 月 31 日以前開始事業年度の支給実績。

②1 円でも増加すれば良いのではなく、以下の増加割合に関する要件がある。

(イ)平成 27 年 4 月 1 日前に開始する事業年度・・・2%以上の増加

- (ロ)平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
・・・3%以上の増加
- (ハ)平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
・・・5%以上の増加
- ③平成 25 年度税制改正で導入された税制ですが、平成 25 年 10 月に早くも改正が行われ、
利用しやすいように要件が緩和されております。上記は新法ベースであり適用事業年度は
平成 26 年 4 月 1 日以後終了事業年度となっております。
従って、平成 25 年 4 月 1 日以後開始し、平成 26 年 4 月 1 日前に終了する事業年度(1
年決算法人であれば平成 26 年 3 月決算の会社)については、旧法又は新法いずれを適用
するかにより注意点がございますのでご注意ください。

12. 中小企業投資促進税制

負担減

(1)内容

①現行

平成 29 年 3 月 31 日までに『機械装置、器具備品、ソフトウェア、車両等について一定の
もの』を取得した場合、資本金 1 億円以下の法人については特別償却(取得価額×30%)、
資本金 3,000 万円以下の法人については特別償却(取得価額×30%)又は税額控除(取
得価額×7%)が認められている。

②拡充

(イ)期間

産業競争力強化法施行日(平成 26 年 1 月予定)～平成 29 年 3 月 31 日までに取得等

(ロ)対象資産

機械装置、器具備品、ソフトウェアのうち生産性向上設備等(旧モデル比年平均生産性
1%向上等の要件)に該当するもの。

(ハ)税効果

資本金 1 億円以下の法人については 100%償却(即時償却)又は税額控除(取得価額
×7%)、資本金 3,000 万円以下の法人については 100%償却(即時償却)又は税額控
除(取得価額×10%)に拡充

(2)補足

従前よりあった制度について、産業競争力強化法で規定する生産性向上設備等を取得し
た場合には、税の恩恵を今までより広げますよという改正。

税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人しか適用できなかつたが、資本金 1 億円以下の
法人が適用できることとなった点は非常に大きいと考えられる。

13. 生産性向上設備投資促進税制

負担減

(1)内容

①期間

産業競争力強化法施行日(平成 26 年 1 月予定)～平成 29 年 3 月 31 日までに取得等

②対象資産

機械装置、器具備品、ソフトウェア、建物、構築物、建物付属設備のうち生産性向上設
備等(旧モデル比年平均生産性 1%向上等の要件)に該当するもの。

③税効果

(イ)産業競争力強化法施行日(平成 26 年 1 月予定)から平成 28 年 3 月 31 日までに取得
100%償却(即時償却)又は税額控除(取得価額×5%、建物・構築物は 3%)

(ロ)平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得

50%特別償却(建物・構築物は25%)又は税額控除(取得価額×4%、建物・構築物は2%)

(2)補足

上記12.中小企業投資促進税制は資本金1億円以下の中小法人が対象であったが、本税制は資本金1億円超の大法人も適用可能。

対象資産の範囲は上記12.と共通するところが多いが、更に建物・構築物、建物付属設備が追加されている点の特徴。

14. 医業継続にかかる相続税・贈与税の納税猶予等の創設

負担減

(1)内容

相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人(仮称)であるときは、担保の提供を条件に、その持分にかかる相続税額を、移行計画(仮称)の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。

(2)補足

適用時期は移行計画(仮称)の認定制度の施行の日以後の相続若しくは遺贈又はみなし贈与に係る相続税又は贈与税について適用される。

認定医療法人(仮称)の内容、移行計画(仮称)の内容など不明点が多くあるため、今後の情報が待たれます。

また検討事項として下記内容が記載されております。

【地域医療を担う医療法人の医業継続に係る税制のあり方については、新たに創設する医業継続のための相続税等の納税猶予の効果を見極めつつ、医療法人制度上の課題を検討した上で、医業継続の実効性確保や課税の公平性等の観点から検討する。】

検討事項

医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

以上

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 公益財団法人ひょうご活性化センター 登録専門家 公益社団法人東納税協会 記帳指導員		

☆ スタッフコラム ☆

最終営業日の昨年12月27日、大掃除のあと、事務所にて1本頂きました。

1年間お疲れ様ということと、今年もよいご縁を頂いたということを振り返り、また来年もこの調子でがんばっていこうと決意を新たにして飲むビールは、格別な味がしました。

